平成２２年（フ）第７７号
岡山市東区瀬戸町万富1855番地１　町住Ｂ―12―１
債務者　梶田　照子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８号
岡山市北区今２丁目18番17号　今ハイツＡ203
債務者　関　　宏一
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第８号
北海道深川市納内町２丁目４番10号
破産者　深川林産株式会社
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６号
盛岡市加賀野３丁目12番21号
破産者　株式会社千田組
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２２９７号
愛知県小牧市堀の内３丁目156番地
破産者　有限会社新山物流
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４０８号
北海道釧路郡釧路町光和６丁目24番地１
破産者　株式会社吉田ホーム
１　決定年月日　平成22年３月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１４４７号
横浜市青葉区奈良町2998番地56
破産者　有限会社誠建企業
１　決定年月日　平成22年３月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３６４号
宮崎県延岡市古城町４丁目146番地
破産者　ミツセ建設有限会社
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２６２２号
札幌市西区西野４条４丁目８番２号　ＫＨハウス201号、開始決定時の住所札幌市手稲区前田７条８丁目４番２号
破産者　堀　　啓一
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８４号
北海道小樽市最上１丁目14番142号
破産者　杉谷　彰三
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第６１６号
盛岡市津志田中央１丁目５番５―101号
破産者　杉浦　　忍
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成１８年（フ）第１００９号
埼玉県ふじみ野市上野台１丁目１番５棟304号
破産者　山崎　善高
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第７６７号
奈良県大和郡山市箕山町12番52号　アベニュー中村２―Ｄ
破産者　川井　康弘
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４５７号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田西６丁目５―16　岩村重歳方、住民票上の住所大阪府柏原市旭ヶ丘２丁目４番60号
破産者　益永千賀子
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第１３０６号
広島市安佐南区毘沙門台３丁目23番25号、開始決定時の住所広島市安佐南区上安４丁目28番15号
破産者　牛尾　幸洋
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２４９号
札幌市豊平区西岡４条９丁目１番26―210号
破産者　佐藤　直美
１　決定年月日　平成22年３月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３３０号
青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平210―15、住民票上の住所青森県八戸市大字尻内町字メドツ河原12番地10
破産者　三浦　京子
１　決定年月日　平成22年３月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係